

様式第3号（第13条関係）

会議録

<p>会議の名称</p>	<p>政策調整会議</p>
<p>開催日時</p>	<p>令和8年1月6日（火） 午前9時23分～午前10時56分</p>
<p>開催場所</p>	<p>朝霞市役所 別館3階 市長公室</p>
<p>出席者の職・氏名</p>	<p>【出席者】 又賀市長公室長、千葉危機管理監、濱総務部長、 中川市民環境部次長兼地域づくり支援課長、佐藤福祉部長、 堤田こども・健康部長、松岡都市建設部長、 村沢審議監兼まちづくり推進課長、田中会計管理者、 益田上下水道部長、稲葉議会事務局長、福士学校教育部長、 奥山生涯学習部長、小笠原監査委員事務局長</p> <p>（担当課1） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、 齋藤同課主幹兼課長補佐、山本同課長補佐</p> <p>（担当課2） 西内総務部次長兼人権庶務課長、 石井同課長補佐兼男女平等推進係長、吉田同課同係主任</p> <p>（担当課3） 佐藤職員課長、古瀬同課長補佐、小島同課人事研修係長、 中谷財産管理課長、松尾デジタル推進課長</p> <p>（担当課4） 中谷財産管理課長、長谷川同課主幹兼課長補佐、 山崎同課財産管理係長、袴田同課営繕係長</p> <p>（事務局） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、 齋藤同課主幹兼課長補佐、横田同課政策企画係主事</p>
<p>欠席者の職・氏名</p>	<p>欠席者なし</p>

議題	1 令和8年4月行政組織機構改革の追加（案） 2 第3次朝霞市男女平等推進行動計画（案） 3 本庁舎等の開庁時間の短縮（案） 4 市庁舎長寿命化改修実施設計における追加改修項目（案）	
会議資料	（議題1） ・【資料1】令和8年4月行政組織機構改革の追加（案） ・【資料2】朝霞市事務分掌規則（案） （議題2） ・【資料3】第3次朝霞市男女平等推進行動計画（案）について（概要） ・【資料4】第3次朝霞市男女平等推進行動計画（案） （議題3） ・【資料5】本庁舎等の開庁時間の短縮（案） ・【資料6】公共施設の開庁時間変更に伴う影響調べ 調査結果 （議題4） ・【資料7】市庁舎長寿命化改修実施設計における追加改修項目（案） ・【資料8】平面図（追加改修内容反映）	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
傍聴者の数	—	
その他の必要事項	なし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【議題】

1 令和8年4月行政組織機構改革の追加（案）

【説明】

（担当課1：山本政策企画課長補佐）

令和8年4月行政組織機構改革の追加（案）について説明する。

資料1をご覧ください。

ファシリティマネジメントに係る組織として、「ファシリティマネジメント準備室」を政策企画課の課内室として設置する案について、お諮りする。

新たな業務として実施するファシリティマネジメントに係る検討では、各個別計画に位置付けられている大規模工事の調整のほか、施設の再配置や複合化などに加え、東武東上線朝霞台駅再整備に伴う福祉等複合施設整備の再検討及び朝霞台駅周辺の公共施設も含めた一体的な見直しを検討する方向性に伴い、部署をまたがる全庁的な調整を行うための専門部署を早期に立ち上げ、着手する必要があるものと考え、まずは令和8年度に課内室として、準備室を設置し、室長を務める係長級職員1名と係員1名の2名を配置する案を提案するものである。

なお、昨年12月24日に開催した行政組織機構及び職員定員管理検討委員会で、係の名称についての意見があったため、係名を「ファシリティマネジメント係」から「ファシリティマネジメント準備係」に変更した。

なお、今回の機構改革を実施した場合、部室設置条例の改正は必要ないが、事務分掌規則の改正が必要となる。

資料2をご覧ください。

事務分掌規則の改正案となる。

ファシリティマネジメント準備室の分掌事務については、検討委員会で様々な意見があったため、その内容を3から6まで追加した。

しかしながら、1つ目の「公共施設の総合管理に関すること」で、追加した部分を含め必要な業務内容は包含されているものと捉えることができるため、1のみにしたいと考えている。

説明は以上である。

【意見】

（堤田こども・健康部長）

課内室名に違和感がある。「ファシリティマネジメント準備室」ではなく、「ファシリティマネジメント推進室」などの名称が適切なのではないか。

（担当課1：櫻井市長公室次長兼政策企画課長）

令和8年度に朝霞台駅舎及び駅周辺に必要な機能等の検討や庁内の大規模工事の調整などについて、早急に対応すべく今回、室を設ける。今後、どこまで所管するのかについて、来年度引き続き検討する必要があると考えているため、準備室としたが、ご意見を踏まえて改めて検討する。

【結果】

必要に応じて修正を行い、庁議に諮ることとする。

【議題】

2 第3次朝霞市男女平等推進行動計画（案）

【説明】

（担当課2：石井人権庶務課長補佐兼男女平等推進係長）

第3次朝霞市男女平等推進行動計画（案）について、説明させていただく。

まず、資料3を基に計画の概要をご説明する。

朝霞市男女平等推進条例に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間で基本計画期間とした「第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画」を策定し、男女平等推進に資する様々な施策を実施している。このたび、後期基本計画が令和7年度で終了することに伴い、新たに令和8年度を初年度とする「第3次朝霞市男女平等推進行動計画」を策定するものである。策定に当たっては、令和6年度に市民意識調査をはじめとする各種意識調査を実施し、令和7年度には市民コメントや市民意見交換会を実施し広く意見を収集し、また、国や県の指標・数値等を勘案しながら本計画の策定を進めているところである。

本計画は、市の最上位計画である第6次朝霞市総合計画が並行して策定中であることから、この総合計画との整合性を考慮することや、近年の社会情勢の変化や、これまでの男女平等施策の成果も踏まえた内容となるようにしている。

計画の「主なポイント」の（策定作業）については、新たに「小学生・中学生・高校生意識調査」や「こどもモニター」アンケートの実施、「市民意見交換会」を開催した。計画の構成については、新たに「朝霞市困難女性支援基本計画」を内包した。計画内容については、「ジェンダー平等」や「エンパワーメント」などのキーワードを取り入れたほか、8つの指標の見直しを行った。

また、「朝霞市困難女性支援基本計画」については、令和6年4月に施行となった「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づき策定する市町村基本計画となる。対象は、家庭状況、地域社会との関係、性的な被害など、様々な事情により日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性、また、その恐れのある女性を含むとし、取り組む施策については、孤独・孤立化対策を視野に入れた支援体制を強化するという認識にたった内容のものとした。基本施策や施策の方向、指標は、困難女性支援新法の目的・基本理念にある「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点にたつとともに、各種意識調査の集計結果をもとに、施策の内容や指標及び数値目標を設定した。

資料裏面の「4 進行管理」、「5 公表までのスケジュール」については、資料に記載のとおりとなる。

次に、資料4を基に計画案について、各章ごとに内容をご説明する。

まず、P1～P18の「第1章 計画の基本的な考え方」についてだが、「1 計画策定の目的」から「12 本計画とSDGs」まで基本的な構成は第2次計画と同様としているが、P11及びP12の「8 朝霞市DV防止基本計画」、P13及びP14の「9 朝霞市困難女性支援基本計画」、P15及びP16の「10 朝霞市女性活躍推進計画」は、本計画に内包する基本計画に関する記述となっている。

P17の「11 施策の体系」については、計画の全体像を示したものとなっている。

体系表の左から順に、「めざす姿」、「基本目標」、そして、基本計画部分である「基本施策」と「施策の方向」という構成になっている。

「めぎす姿」は、第2次計画から継続することとし、3つの「基本目標」については、「総合計画」の小柱との整合を図っている。

続いて、「基本施策」については、3は「困難女性支援基本計画」、4は「女性活躍推進計画」というように、内包する計画ごとに1つの基本施策に整理した構成としている。

次に、各基本施策の概要について、主な点についてご説明する。

基本施策1の「ジェンダー平等の推進」は、第2次計画の「男女平等の推進」から変更したものである。「ジェンダー平等の推進」とは、生物学的な性別のみに注目するのではなく、誰もが平等に責任や権利、機会を分かち合い、社会のあらゆる場面で共に意思決定できるようになることを目指すものである。これは、男女を単に同列に扱うのではなく、全ての個人について能力や個性を尊重する考え方であるため、第2次の計画の柱としている「男女平等の推進」が女性への差別撤廃に重点を置いていることと比べると、平等に対する考え方をより進めたものと言える。

基本施策3の「様々な困難を抱える女性に対する支援の充実」は、新たに追加した基本施策だが、困難な問題を抱える女性への支援に幅広く対応するための基本計画となる「困難女性支援基本計画」に関する部分となる。施策の方向性としては、「若年女性が安心して暮らせるための支援」、「困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる環境整備」を掲げている。

基本施策4の「女性のエンパワーメントの推進」は、第3次計画でも引き続き内包する「女性活躍推進計画」に関する部分となるが、「エンパワーメント」という言葉を新たに取り入れた。「エンパワーメント」は、個人が本来持っている力を引き出し、自己決定や行動を促すことで、より主体的に社会や組織に関われるようにするという意味合いの言葉である。第3次計画に「エンパワーメント」という言葉を用いることで、女性が様々な場面で主体的に活躍できるように、取組を推進していくことをより力強く打ち出すものである。

次に、P19～P34の「第2章 朝霞市の現状と取組」についてだが、現状の部分はP20～P29となるが、「人口・世帯の状況」をはじめとする統計データを用いて、本市の男女平等の状況を記述している。また、これまでの取組はP30～P33となるが、第2次計画の後期基本計画において取り組んできた男女平等推進施策について記述している。

なお、各指標の数値目標達成状況については、第2章の最終ページであるP34に一覧として掲載している。これに関連して、計画案の一部修正の予定がある。先ほどP30～P33で取組状況について説明したが、これに対する振り返りや課題の分析などに関する記述が不足しているため、取組状況の記述の後に追記したいと考えている。

次に、P35～P63の「第3章 基本計画」の部分となる。先ほど、第1章のP17の説明において「施策の体系」について説明したが、この章は、その詳細な内容を示している部分となる。6つの「基本施策」とそれに対する11の「施策の方向」という体系となっている。このうち、「施策の方向」が具体的な施策内容について記述した部分となる。この「施策の方向」の構成として、各種意識調査の集計結果や意見交換会で寄せられた意見などの分析や検討を踏まえた「現状と課題」、これに対する「主な施策」、施策を評価するための「指標と数値目標」という項目建てにいずれもなっている。

それでは、「基本施策」ごとに現状と課題や取り組む施策に触れながらご説明する。

まず、P36～P41の基本施策1「ジェンダー平等の推進」だが、「男女平等の意識づくり」については、男女がともに責任を分かち合う意識は根付きつつあり、性別による固定的な役割分業意識の解消も徐々に進んできている。しかしながら、意識調査の結果からは、依然として、男女の地位が平等となっていないと感じている分野が存在すること、家事育児や高齢者の介護などの多くは女性が担っていること、こどもの頃から性別

による固定的な役割分業意識が刷り込まれていることなどが伺える。

こうした現状を踏まえ、男女平等の将来像の提案や、性別による固定的役割分業意識の解消に向けた意識を醸成していくこと、また、学校や家庭、地域活動を通じて、男女平等意識の浸透に向けた施策を展開していくこと、性と生殖に関する健康と権利の考え方を普及させることなどを盛り込んだ内容となっている。

次に、P42～P47の基本施策2「パートナーや身近な人からの暴力の根絶」だが、DVの被害者の多くは女性であり、一方で男性の被害者も増加傾向にある中、市民意識調査では、DV被害を受けた時に相談した市民の割合は男女ともに半数以下にとどまっており、市のDV相談を知っている市民の割合も半数に満たないという結果となっている。また、市民意見交換会においては、DV被害が多くあることに驚いたという声があった。

こうした現状を踏まえ、まずは相談窓口の周知に取り組んでいく。また、配偶者やパートナー等からの暴力の根絶に係る意識啓発と相談・支援に取り組んでいくこと、複雑化・多様化する相談に対応するため、相談員の資質向上や関係機関との連携強化による相談体制の充実などの施策を展開していきたいと考えている。

次に、P48～P51の基本施策3「様々な困難を抱える女性に対する支援の充実」だが、まず、DV被害や性犯罪・性暴力の被害などは、被害者の多くが女性となっている。また、女性が性別による固定的な役割分業意識を押しつけられた場合、進路選択が狭まったり、経済的自立を阻害されたりすることにつながり、これが若年層を含め社会的・経済的な面での男女間格差を産む要因の一つとなっている。

このような日常生活を送る上で困難を抱える女性への支援にあたり、「困難女性支援新法」では、暴力や犯罪からの保護だけではなく、福祉に関する支援、経済的支援が必要であるとされていることから、アウトリーチなどにより早期把握に努めるとともに、安心できる生活基盤を確保できるような支援に取り組んでいく。

次に、P52～P57の基本施策4「女性のエンパワーメントの推進」だが、女性の就業状況については、結婚や出産を契機に子育てに専念している人の割合が減少し、結婚・出産後も就労を継続する人の割合も増加している。また、育児・介護休業法改正により、男性の育児休業取得が促進されている。そうした中、市民意識調査で女性が就業する上で困っている事柄として挙げたものは、求人募集で年齢制限や資格保有などの「応募の制限」があること、「勤務時間、給料・賃金、雇用形態などの条件が自分の希望と合わない」こと等が上位となり、また、「安心して子どもを預けられる場や人が少ないこと」という選択肢については男性が0%であったのに対して女性は20%であるなど、女性の仕事と家庭生活の両立における課題は依然として残っていることが伺える。

女性が働きやすい環境の整備のためには、企業が担う役割は重要となるため、「一般事業主行動計画」の策定、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備など必要な取組が行われるよう周知するとともに、女性自身に対しても自己実現に向けて積極的に取り組めるよう情報提供や学習機会の充実を図っていく。

次に、P58～P61の基本施策5「経済分野や政策・方針決定過程における男女共同参画の推進」について、市では、職員の管理職における男女比率の偏りがみられたり、審議会等で女性委員登用率が低いものがあったりし、事業所においても管理職や役員に女性が少ない現状がある。また、地域活動や防災分野における男女共同参画においても、女性の参加を促すことや女性の視点を取り入れていくことが課題となっている。

基本施策5では、審議会等の女性委員登用率増加に向けた取組や仕事と家庭・地域活動との両立を支援していく考え方の周知、地域活動や防災分野における男女共同参画を推進する旨を施策の方向性として示している。「朝霞市庁内男女平等推進指針」及び「朝霞市特定事業主行動計画」に基づく庁内における男女共同参画の取組の推進や事業所ア

ンケートの実施による男女平等の実態把握、市内事業所に対する雇用・就労に関わる法制度や男女格差の改善に関する周知啓発等に取り組んでいく。

次に、P 6 2～P 6 3の基本施策6「多様な生き方の尊重と理解促進」だが、市では、性の多様性に関する正しい理解が進み、誰もが暮らしやすく、生きやすい社会となるよう取り組んでおり、令和5年4月1日より、「朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を開始し、令和7年12月31日時点で累計22件の届出を受理している。しかしながら、市民意識調査の結果をみると、本制度の認知度は低い状況にあり、性的指向及び性自認・性表現に関する理解についても、更なる啓発が必要な状況にある。また、同調査結果からは、性的マイノリティの人たちにとっての生活しづらい社会だと思ふかという質問については、前回調査よりも生活しづらさを感じている人の割合がわずかながら減少した。

引き続き、性の多様性に関する理解の促進を図るとともに、性的マイノリティの方の不安や不便を解消するような市の施策のあり方や環境整備に関する検討をしていく必要があると考えている。

以上が第3章になる。

次に、P 6 5～P 6 9の「第4章 計画の推進」については、本計画の推進体制として、人権庶務課男女平等推進係、女性センターで行う進行管理についての説明を記述している。

なお、「指標及び数値目標」については、第2次計画と同様に「一目で分かるようにする」、「計画を通じて、男女平等・共同参画に対する市の姿勢をわかりやすく示す」などの意図から、各基本施策の見開きページの右下に共通で掲載するとともに、各指標に関する表を一覧表にまとめ、P 6 9に改めて掲載している。

P 7 0にはコラムの掲載を予定しているが、現時点では市民意識調査に関する内容としたいと考えている。

最後に、P 7 1～P 1 2 6の「資料編」については、構成は第2次計画と同様としているため、第3次計画の変更点についてご説明する。はじめに、P 7 2及びP 7 3は「計画策定の経過」となるが、第3次計画の策定について令和5年度の審議会での審議をはじめとし、令和8年3月の計画策定までの経過を掲載している。

P 7 5～P 1 1 4の「男女平等に関連する法令」については、今回の計画策定から新たに内包した困難な問題を抱える女性への支援に関する法律をP 1 0 1～P 1 0 6に追加掲載した。

P 1 1 5～P 1 2 6の「男女共同参画関連の年表」については、主に第2次後期基本計画を策定して以降の出来事を追加掲載している。

最後に122ページから126ページは「用語解説」としている。第3次計画で新たに追加した用語は、P 1 2 2の「アウトリーチ」、「朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」、P 1 2 3の「アンコンシャス・バイアス」、「生命（いのち）の安全教育」、「カスタマーハラスメント」、「困難女性支援法」、P 1 2 4の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律いわゆる「LGBTQ理解増進法」となっている。

以上で、第3次朝霞市男女平等推進行動計画（案）の説明を終了する。

【意見等】

（堤田こども・健康部長）

P 5 3の「仕事に就く上で困っていること【上位5位】（女性／経年比較）」の調査数が25となっており、調査数が少ないと感じるが、記載の誤りか。

(担当課2：西内総務部次長兼人権庶務課長)

「就業していない人」の中で「仕事につきたいと思う」と答えた方の数ということで、対象者が限定されており、記載している数字は誤りではない。

(益田上下水道部長)

政策調整会議に諮る前に、課長級の会議体などで審議しているのか。

P34の「(2) 指標・数値目標達成状況」に目標値より現状値が低いにも関わらず、達成度の矢印が上向きになっているなど、精査すると修正が必要な箇所があるように思われる。

(又賀市長公室長)

資料3の「公表までの主なスケジュール」には記載がないが、庁内の会議体で審議しているのか。

(担当課2：西内総務部次長兼人権庶務課長)

庁内の組織としては、朝霞市男女平等推進庁内連絡会議という組織体で関係各部から課長補佐級の職員に出席いただき内容を審議している。

また、P34の「(2) 指標・数値目標達成状況」については、中間値が令和元年度の市民意識調査の結果、現状値が令和7年度の結果を表している。

目標値には達していないが、中間値と比べ、現状値が上がっているものを上矢印で表記している。

(益田上下水道部長)

それが分かるような記載はあるのか。

(担当課2：西内総務部次長兼人権庶務課長)

理解しやすいよう追記させていただく。

(福士学校教育部長)

P63の「学校教育において多様な性に関する理解を促進する」という施策に「児童・生徒に寄り添った学習環境を整備します。」との記載があるが、整備対象はハード面、ソフト面のどちらなのか。

(担当課2：西内総務部次長兼人権庶務課長)

両方と考えているが、より具体的な文言が必要であれば追記等の対応をしたい。

(福士学校教育部長)

ハード面だと、例えばトイレでジェンダーに配慮した整備をするとすると、現状の学校施設では整備する余地がないなど、スペースの問題がある。

(担当課2：西内総務部次長兼人権庶務課長)

文言は調整させていただきたい。

(村沢審議監兼まちづくり推進課長)

P69「4 指標・数値目標一覧表」の「3-1 若年者が安心して暮らせるための支援」の「悩みや心配事がある時の相談先で『いない』と回答する割合」とは、相談する相手がいないということか。

また、「2-3 関係機関等との連携強化」の「DV対策等関係機関ネットワーク会議の実施回数」の数値目標は10年間に1回なのか年に1回なのか。

(担当課2：西内総務部次長兼人権庶務課長)

「悩みや心配事がある時の相談先が『いない』』というのは相談する相手がいないということである。

また、「DV対策等関係機関ネットワーク会議の実施回数」の目標値は年1回である。理解しやすいよう追記させていただく。

(益田上下水道部長)

計画案を改めて精査する必要があるのではないか。

(又賀市長公室長)

必要な修正を加え、改めて政策調整会議に諮るということでよいか。

(担当課2：西内総務部次長兼人権庶務課長)

頂いた指摘を踏まえ、計画案を修正し、再度政策調整会議にお諮りしたい。

【結果】

内容を精査し、改めて政策調整会議にて審議することとする。

【議題】

3 本庁舎等の開庁時間の短縮（案）

【説明】

(担当課3：古瀬職員課長補佐)

「本庁舎等の開庁時間の短縮（案）」についてご説明する。

資料5をご覧ください。

それでは、まず目的からご説明する。目的は大きく3つある。

1つ目が、職員の働き方改革を進めること、2つ目が、業務の効率化を図ること、そして3つ目が、限られた人員の中でも、質の高い市民サービスを続けていくことである。

この3つを実現するために、開庁時間を短縮する方針を定めたいと考えている。

まず、現行の開庁時間と課題について、現行の開庁時間は資料5の2「(1) 現行の開庁時間」に記載しているとおりである。

次に(2) 課題について説明させていただく。

まず1つ目が、時間外勤務の縮減である。過去3年間を見ると、毎年約6万3千時間前後で推移しており、減少傾向が見られていない。また、職員意識調査では、多くの職員が時間外勤務の縮減を進めるために「開庁時間の短縮が必要」と回答している。

2点目は、デジタル手続きの拡充である。電子申請の受付件数は、令和4年度の8,162件から令和6年度には3万1,094件へと飛躍的に増加している。窓口へ来ることなくサービスを提供できる環境整備が進んでいると言える。

3点目は、会計年度任用職員の適正配置である。令和6年度の会計年度任用職員数は延べ1,111人と、他自治体と比べても突出して多く、賃金上昇の影響で財政負担も増加している。

4点目は、財政負担の軽減である。時間外手当等の人件費削減が必要となっている。

最後に、環境への配慮である。持続可能な社会に向け、人的な設備利用時間の減少によ

るCO₂等削減の努力は必要不可欠と考えている。

以上が現在の課題である。

次に、開庁時間短縮の基本方針についてご説明する。

現行の開庁時間と課題、調査結果を踏まえ、市民サービスの水準の確保に努めつつ、職員の負担軽減を図り、持続可能な市役所を目指すこと、来庁者の利用実態に基づいた効率的な開庁時間を設定すること、オンライン等の代替手段を拡充し、利用者の利便性を確保すること、以上3点の方針を定めた。

具体的な取組内容については、開庁時間を短縮する対象施設や時間帯等を決定する際の根拠資料とするため、資料6のとおり、令和7年7月22日から28日において、調査を実施した。

その結果、資料5の4「取組内容」のとおり変更案を作成した。

まず、本庁舎等については、現行の8時30分から17時15分を、8時45分から16時までに変更する。短縮幅は90分である。

内間木支所は、現行の8時30分から17時15分を、8時45分から16時45分までに変更する。短縮幅は45分である。

出張所は、朝霞台出張所と朝霞駅前出張所の通常日は、現行の8時30分から17時15分を、8時45分から16時45分までに変更する。短縮幅は45分である。また、夜間開所日については、現行の8時30分から20時を、8時45分から19時30分までに変更する。こちらも短縮幅は45分である。

なお、電話対応も開庁時間に合わせることを考えている。

その他の施設については、地域活動の重要拠点であることなどを考慮し、当面の間、開庁時間の変更は行わない。

次に、市民への対応策としては、市民への影響をできるだけ小さくするため、広報紙やホームページ等による事前周知の徹底等を考えている。

次に、時間外勤務縮減効果についてだが、開庁時間短縮により、令和8年度における時間外勤務時間の縮減を約5,700時間、令和6年度と比較して約9.0%減と見込んでいる。なお、人件費の削減として約1,540万円の効果を見込んでいる。

効果の検証については、開庁時間短縮の試行開始後、来庁者数の変化、来庁者の時間帯別分布などについて効果測定を行う。それらを把握・分析し、必要に応じて運用改善などの検討を行う。

今後のスケジュールについては、資料5のとおりとしている。

本日の政策調整会議及び19日の庁議を経た後、令和8年2月に、全員協議会で議員への説明を行う。その後、3月から、広報紙や市ホームページ等を通じて、市民への事前周知を開始し、5月に、関連規則等を改正し、7月から、開庁時間短縮の試行実施を開始する。10月には、効果測定として、来庁状況や時間外勤務への影響の検証を行い、令和9年1月からの本格実施を目指す。

本案については、働き方改革と業務効率化、財政負担の軽減を図り、持続可能な市役所運営を目指すとともに、来庁者の利用実態やデジタル化の進展を踏まえ、本庁舎等の開庁時間を見直すことで、持続可能で質の高い市民サービスを維持・向上させていくことを目的としたものである。

説明は以上である。

【意見】

(堤田こども・健康部長)

開庁時間変更後、電話の受付時間を開庁時間に合わせるかの調整はこれから行うのか。

(担当課3：佐藤職員課長)

調整はこれから行うが、基本的には電話の受付時間も開庁時間に合わせたいと考えている。

(佐藤福祉部長)

会計年度任用職員の任用時間縮減も考えているのか。

(担当課3：佐藤職員課長)

窓口や事務作業等、任用の形態は様々であるため、一概には申し上げられないが、開庁時間の変更によって任用の必要がなくなる場合は任用時間が縮減することも考えられる。

(又賀市長公室長)

来年度の任用について、所管課で会計年度任用職員に対し意向調査を行っていると思うが、来年度開庁時間に変更される可能性があることを踏まえて意向調査しているのか。別途、開庁時間変更を踏まえた意向調査を実施するのか。

(担当課3：佐藤職員課長)

職員課から発出している通知の中で、「現在、来年度の開庁時間変更の検討を行っているため、開庁時間が短縮される可能性があること」を踏まえた上で説明していただくよう依頼している。

また、政策調整会議と庁議の結果、開庁時間の変更を実施することになった場合は、改めて通知したいと考えている。

(又賀市長公室長)

本格実施の時期を1月から4月に変更することは問題ないのか。

(担当課3：佐藤職員課長)

問題ない。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【議題】

4 市庁舎長寿命化改修実施設計における追加改修項目（案）

【説明】

(担当課4：中谷財産管理課長)

それでは、「市庁舎長寿命化改修実施設計における追加改修項目（案）」についてご説明する。

昨年度に実施した基本設計の内容を踏まえ、現在、取り組んでいる実施設計において、改修項目を2点、追加したいと考えていることから、その内容について説明させていただく。

資料7をご覧ください。

追加項目の1点目は、「市民ホール階段の撤去」である。

本庁舎本館1階の市民ホールから、2階の収納課脇に通じる階段を撤去し、市民ホールを広げることで、待合スペースを確保するとともに、発信・交流スペースとしての機能を拡充したいと考えている。

現在、市民ホールでは、各課事業による、パネル展や、各種団体による展示販売などが頻繁に行われているが、その際、待合スペースや来庁者動線への干渉・混雑が見られている。令和6年度には、毎月パネル展が行われたほか、およそ年間80回の展示販売が行われた。

一方で、この階段の利用状況を調べたところ、来庁者の使用頻度が、昇り降り合わせて、一日あたり167.2人、1時間あたりでは18.5人と、決して多くないことが確認できた。

なお、階段を撤去することについて、建築基準法、消防法などの関連基準上、支障が無いことは確認している。

2点目は、「議会傍聴席の入口のトイレ改修」である。

資料8をご覧ください。こちらの資料は、基本設計の平面図に、今回追加する改修を朱書きで記載したものになる。

図面の上の方、アルファベットのKの符号を振った、トイレ改修と記載した部分、議場棟1階の傍聴席入口に入って、階段の脇を通った奥にある多目的トイレの改修を行うものである。

現在、このトイレについては、多目的トイレとなっているが、傍聴席までの動線は階段しかなく、車いす利用者は利用しないことから、傍聴者が利用しやすいように、洋式便器を1つずつ配置した男女別々のトイレに改修したいと考えている。

今後のスケジュールとしては、本日の政策調整会議のあと、1月19日の庁議に諮ったのち、資料配付により市議会への報告を行いたいと考えている。

事業全体のスケジュールとしては、当初の予定どおり、今年度で実施設計を完了し、来年度に、工事業者を決定し、工事に着手、令和9年度での改修工事完了を予定している。説明は以上である。

【意見】

(稲葉議会事務局長)

2階は職員数が多いので災害時などに人が退避する際の避難経路が本館と別館の階段だけで足りるのか懸念される。

階段撤去後の避難経路の確認や検証は行ったのか。

(担当課4：中谷財産管理課長)

ホールの階段がなくなることで避難経路の変更が生じ、2階は本館に2つ、別館に1つ、議場棟に2つとなる。避難経路の細かいシミュレーションは行っていないが、階段の数で考えると十分ではないかと考えている。

(益田上下水道部長)

人が上から殺到した際に、2階の人が下に降りられない事態も想定されるため、災害時等の導線も考える必要がある。

(担当課4：長谷川財産管理課主幹兼課長補佐)

ホールの階段を撤去するだけでなく、避難のことも考え、その他の階段に分散するよう改修工事の設計を進める。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【閉会】